



( 環 審 )  
令和 6 年 1 月 1 5 日

群馬県環境審議会水質部会長 様

群馬県環境審議会  
会長 板橋 英之



群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正について (付託)

このことについて、別紙のとおり諮問がありましたので、水質部会に付託します。  
なお、当事案については、群馬県環境審議会条例第 8 条第 5 項の規定に基づき、同部会  
の議決をもって本審議会の決議とします。

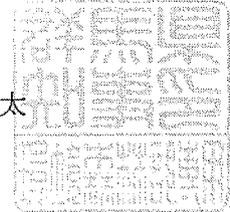




環保第3112-3号  
令和6年1月11日

群馬県環境審議会長 様

群馬県知事 山本 一太  
(環境保全課)



群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正について (諮問)

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成12年7月10日規則第109号)で定める六価クロムの特定排水規制基準及び水質浄化基準並びに大腸菌群数の特定排水基準について、群馬県の生活環境を保全する条例(平成12年3月23日群馬県条例第50号)第124条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

[諮問理由]

環境省において、水質汚濁防止法施行規則等の改正手続が進められており、今冬にも改正省令の公布が予定されている。当該改正により、六価クロムの排水基準が $0.5\text{mg/L}$ から $0.2\text{mg/L}$ に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が $0.05\text{mg/L}$ から $0.02\text{mg/L}$ に変更となる。また、排水基準の項目のうち、大腸菌群数が大腸菌数に変更となり、基準値が日間平均 $3,000\text{個}/\text{cm}^3$ から日間平均 $800\text{CFU}/\text{ml}$ に変更となる。

法との整合を図るため、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める六価クロムの特定排水規制基準及び水質浄化基準並びに大腸菌群数の特定排水規制基準を変更しようとすることから、貴審議会の意見を求めるもの。